

文部科学省「組織的大学院教育改革推進プログラム」「理工横断型人材育成システムの再構築」
(略称 大学院 GP) による大学院生学術会議派遣事業実施要綱

(目的)

第1 大学院 GP により大学院の学生を国内外で開催される学術会議への派遣への派遣を目的とし、国際的視野を有する優秀な理工横断型人材の育成を図る。

(学術会議)

第2 国際（または国内）学術研究機関が主催し、特定の主題について、研究者が学術的発表及び討議を行うことを直接の目的とする会議であること。

(資格)

第3 首都大学東京大学院理工学研究科 数理情報科学専攻、電気電子工学専攻および機械工学専攻の大学院生（又は東京都立大学大学院理学研究科、工学研究科、首都大学東京大学院理学研究科、工学研究科に在籍する 上記3専攻の大学院生）であり、次の要件を満たす者とする。

- (1) 学業成績が優秀であること。
- (2) 国内外学術会議において、口頭発表若しくは第一著者としてポスター発表を行うなど重要な役割を果たすことにより、教育研究上大きな成果が期待されること。

(申請)

第4 本事業は公募により行う。

本事業への申請を希望するものは、参加計画書に必要書類を添付の上、理工学研究科長に提出すること。

(選考・決定)

第5

- (1) 申請のあった国際（または国内）学術会議派遣候補者については、各申請に対して、理工学研究科長が指名する者で構成する選考委員会において選考を行う。
- (2) 選考にあたり以下の条件を満たす申請を優先して採用する。各基準間の優先順位は特に定めない。
 - (ア) 申請が理工横断型人材育成の理念に沿ったものであること
 - (イ) 発表の対象となる研究が優れていること
 - (ウ) 該当者本人による発表であること
 - (エ) 参加する会議等の国際的位置づけ
 - (オ) 博士前期課程もしくは博士後期課程の学生であること
- (3) 理工学研究科長は、選考結果に基づき派遣学生を決定する。
- (4) 理工学研究科長は、派遣学生を決定したときは、指導教員を通じて本人に通知する。

(派遣・研修期間)

第6 会議の開催日数等に、往復に要する日数を加えたものとする。国際会議の前後に研究機関等の訪問を行う場合には、それに要する日数を加えたものとする。

(所要経費)

第7 派遣に係る経費については、次のとおりとする。

- (1) 海外派遣学生には、予算の範囲内において、次の旅費を支給することができる。
 - (ア) 往復航空券（エコノミークラス）
 - (イ) その他必要な経費（学会参加費及び登録費、旅行保険費用は支給しない）
 - (ウ) 宿泊料
 - (エ) 予防注射料、査証手数料、空港旅客サービス施設使用料並びに入出国税ただし、旅費の支給額は、「公立大学法人首都大学東京教職員の旅費規則」（平成17年法人規則第34号）を準用（支給基準は研究員相当）して算出した額とする。
- (2) 国内会議派遣学生には、予算の範囲内において、次の経費を支給することができる。
 - (ア) 「公立大学法人首都大学東京教職員の旅費規則」（平成17年法人規則第34号）を準用（支給基準は研究員相当）して算出した旅費。
 - (イ) 宿泊料
 - (ウ) その他必要な経費

(報告書の提出)

第8 派遣学生は、帰国の日（または会議修了の日）から一か月以内に所定の様式による参加報告書を理工学研究科長宛に提出するものとする。なお、報告書の内容は本プログラムの Web ページなどで公開することを前提とする。

(その他)

第9

- (1) この要綱の実施上必要な事項については、理工学研究科長が定める。
- (2) 留学生等が、本国での研究集会に参加する場合は認めない。

附 則

この要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。